平成２２年（フ）第５８号
秋田県由利本荘市一番堰55番地10
債務者　田口　貴子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第２７３号
福島市飯野町明治字南板鳥36番地の１
債務者　高荒　史大
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５８８号
茨城県水戸市石川３丁目4126番地の９、旧住所茨城県水戸市東原２丁目１番31号
債務者　木ノ内　栄
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５８９号
茨城県水戸市石川３丁目4126番地の９、旧住所茨城県水戸市東原２丁目１番31号
債務者　木ノ内節子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５９４号
茨城県水戸市見川町2131番地の630
債務者　水戸　文枝
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６０２号
茨城県ひたちなか市大字東石川2726番地　立原武夫住宅
債務者　長嶋　幸子（旧姓國安）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６０９号
茨城県那珂郡東海村白方中央２丁目18番５号
債務者　小此木雅子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６１５号
茨城県那珂市菅谷6109番地　中菅谷西コーポは号
債務者　照沼　智子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６１７号
茨城県笠間市笠間1416番地１
債務者　塩入　淑子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６１９号
茨城県水戸市河和田２丁目2232番地の２　市営河和田住宅51－８棟２Ｆ－２号
債務者　星野　知美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６２７号
茨城県水戸市河和田町133番地　県営桜川西アパート４棟４Ｆ４号
債務者　曽山　輝代
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３４０号
茨城県土浦市西根南２丁目８番18号
債務者　山田　　隆
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４４号
茨城県つくば市高野777番地
債務者　市川　三郎
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４５号
茨城県つくば市高野777番地
債務者　市川　久子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４６号
茨城県土浦市神立中央５丁目30－１　中根ハイツＢ棟106号、住民票上の住所茨城県つくば市高野777番地
債務者　市川　直美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４９号
茨城県つくば市自由ケ丘977番地107、前住所千葉県白井市堀込２丁目４番13棟506号
債務者　斎藤　英子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５３号
茨城県つくば市上河原崎454番地１
債務者　齋藤由美子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５８号
茨城県稲敷郡阿見町南平台２丁目７番地18
債務者　文隨みゆき
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係